

令和7年度 大阪府中小企業等海外展開支援事業 募集要項

本事業は、経済産業省中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)交付要綱(以下、要綱)・実施要領(以下、要領)に基づき実施しています。

※要綱・要領の詳細は、下記HPからダウンロードできる【申請書類一式】内にありますので参照ください。

https://www.m-osaka.com/jp/service/foreign_appl.html

1 申請書受付期間

令和7年5月20日(火)～6月20日(金)必着

受付時間:平日 10時00分～12時00分、13時00分～17時00分

(土・日曜日、祝日は除く。)

※期限を過ぎての受け付けは一切できません。

2 助成金額と補助率

1企業あたりの上限額	300万円 (複数案件の場合)
案件ごとの上限額	① 特許出願 150万円 ② 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願 (冒認対策は除く) 60万円 ③ 冒認対策商標(※) 30万円 (※)第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願 ただし、予算の範囲内で採択件数及び助成金額を決定するため、補助金額は申請額を減額して交付決定することがあります。
1企業あたりの申請件数の上限	1出願分類あたり2案件、複数分類にわたる場合は最大3案件まで
補助率	助成対象経費の2分の1以内

3 助成対象者

中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者、それらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)をいう。ただし、商標法(昭和34年4月13日法律第127号)第7条の2に規定する地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)であり、以下の要件をすべて満たす者。

(1)大阪府内に本社を持つ中小企業者等

(2)外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を旨とする意欲があること

- (3)本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等
- (4)要領その他、公益財団法人大阪産業局(以下、「当財団」という。)が別に定める中小企業者等から当財団への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等
- (5)国及び当財団が行う補助事業完了後の5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に対し、協力する中小企業者等
- (6)経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。
 - (※)EBPM(Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。
- (7)【別紙2】「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しない中小企業者等

ただし、上記の中小企業者であっても、次に該当する「みなし大企業」については、助成の対象外となります。

- ① 大企業(※)が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。
 - ② 大企業(※)が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
 - ③ 役員総数の2分の1以上を大企業(※)の役員または職員が兼務している中小企業者。
 - ④ 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者。
 - ⑤ 間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者。
- (※)大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。
ただし、以下に該当する者について、大企業として取り扱わないものとします。
- ・中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合

4 対象出願要件

以下の(1)から(3)のすべてに該当すること。

- (1)特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策の外国特許庁への出願
- (2)既に日本国特許庁に行っている出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願(以下「PCT国際出願」という。)を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。)であって、次のいずれかに該当する方法により、交付決定日以後、令和7年12月31日までに、外国特許庁等へ同一内容の出願(以下「外国特許庁への出願」という。)を行う見込みのあるもの

- (ア)パリ条約(1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。)等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)
- (イ)1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。)
- (ウ)意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)
- (エ)標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書(以下「マドリッド協定議定書」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (3)外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

5 助成対象経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出願手数料 ○ PCT国際出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国移行に係る費用は除く) ○ 商標のマドプロ出願の出願手数料 ○ 意匠のハーグ出願の出願手数料 ○ 外国特許庁等へ出願と同日に行い、かつ出願料と同日に支払う費用(審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、米国IDS費用、PPH費用等)
代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国出願に係る国内代理人(弁理士)費用 優先権主張等に係る代理人手数料は、内訳(日本国特許庁に支払う印紙代と代理人手数料の各費用)が明確な場合において助成対象になる場合があります。 ○ 現地代理人費用 本補助金で助成対象となる代理人費用は、国内1事務所、現地(出願国毎)1事務所を前提としています。前述の2か所の代理人の間に第三者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、国内代理人が直接、現地代理人に依頼すれば要しない費用であるため、原則補助対象となりません。但し、当該国に出願する際、第三者を仲介しないと出願が困難である場合等、特段の事情により補助対象となる場合もあります。当該事情と各代理人における費用見積もりを申請時に申告、提出してください。 ○ 銀行振込手数料・送金手数料及び振込に要する必要最低限の費用 ○ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)

翻訳費用	翻訳に要する費用(「単価/ 1WORD × WORD 数」)等の内訳を請求書に明記
------	---

【助成対象外経費の例】

- 国内出願に要する費用
- 先行技術調査に係る費用
- 交付決定日以前に発生・支払った費用
- 本補助金の申請書作成、実績報告書作成にかかる費用
- 国内消費税、海外での付加価値税(VAT)やサービス税等
- 外国特許庁に出願料を支払った後、後日、外国特許庁に支払った又は支払う予定の費用(中間手続に係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金、手数料等)
- PCT国際出願の国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料、優先権証明願、日本国特許庁への国内移行手数料)
- 日本国特許庁に支払う印紙代
- 共同出願の、自社以外の持分割合の費用
- マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願の本国官庁・日本国特許庁へ支払う費用及び登録料
- ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願に要する送付手数料及び日本国を指定締約国とするために支払う個別手数料

6 スケジュール (令和7年度)

5月20日(火)～6月20日(金) 必着	公募期間
7月下旬	審査会
8月上旬	採択・交付決定
12月31日	外国出願移行期限
1月20日	実績報告書提出期限※
3月中	補助金額の確定及び補助金支払い

※実績報告書の提出期限は、**事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年1月20日**までのいずれか早い日となります。

7 申請に必要な書類

(1)必要書類

- ① 令和7年度中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)間接補助金交付申請書
【様式第1-1又は様式第1-2】
- ② 協力承諾書(選任弁理士に依頼する場合)【様式第1-1の別紙又は様式第1-2の別紙】
※選任弁理士に依頼しない場合は不要ですが、その場合は、様式第1-1又は様式第1-2中、「15 外国

特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄へ、選任弁理士に依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を、自らの責任で当財団あてに提出できる旨を記載してください。

③ その他添付書類

本募集要項 P8～11に記載の【別紙1】添付書類一覧のとおり

※交付申請者は、本募集要項【別紙2】「暴力団排除に関する誓約事項」について、本補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

※申請書類については下記のホームページよりダウンロードください。

https://www.m-osaka.com/jp/service/foreign_appl.html

(2)必要部数

正本1部、副本5部

※書類は、原則A4サイズ、片面印刷としてください(ただし、出願書類等の枚数が多い書類は両面印刷で可)。

※ホチキスは使用せず、左側 2 か所に綴じ込み用の穴をあけてください(ただし、紙ファイル等での綴じ込みはせず、クリップ留め等取り外しが可能な状態にすること)。

※提出書類に不備、不足等がある場合、資料の修正、追加等をお願いすることがあります。

※提出書類は審査結果に関わらず返却しませんのでご了承ください。

8 申請書類の提出方法

正本1部、副本5部を郵送または持参にて提出してください。FAXは不可です。

併せて申請書類一式を電子データで送付してください。

<郵送先(持参先)>

〒577-0011

東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階

公益財団法人大阪産業局 MOBIO 事業部 事業支援チーム

外国出願支援事業担当

<データ提出先(メール)>

gaikokuIP@obda.or.jp

<持参いただく際の受付時間>

平日 10 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分

(土・日曜日、祝日は除く。)

※持参いただく場合は、予め担当者と時間を調整したうえでご来所ください。

※6月20日(金)必着です。消印有効ではありませんのでご注意ください。

※受領書の送付は致しませんので、書類の到達確認を希望される場合は、できるだけ書留・簡易書留郵便・特定記録郵便で提出してください。

9 審査・採択について

(1) 次の項目を中心に審査を行い、支援の必要性を総合的に勘案して採否を決定します。

- ① 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であるか
- ② 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画しているか
- ③ 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有しているか(商標の場合)
- ④ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているか

(2) 採否の結果は、後日申請者に対して書面で通知します。

※審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせしておりません。ご了承願います。

※採択された企業等については、企業等の名称・所在地及び交付の決定を受けた出願種別を公表します。また、経済産業省の判断により交付決定額等についても公表される可能性があることを、予めご了承願います。

※審査の結果、事業展開計画の再度の計画策定を条件とする、条件付き採択となる可能性があることを、予めご了承願います。

10 加点項目について

本事業では、下記のいずれかに該当する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ① 起業後 10 年未満である
- ② 初めての外国出願である
- ③ 事業計画期間において、対前年度比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書をもって従業員に表明している
- ④ 従業員の両立支援のためワーク・ライフ・バランスの取組を進める「ワーク・ライフ・バランス推進企業」が、取組に該当する認定証等の写しを提出するものである

※加点を希望する者については、交付申請書類【別紙3】「宣誓書」もしくは【別紙4】または【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の必要事項に記入、また「ワーク・ライフ・バランス推進企業」については取組に該当する下記㉗～㉙の認定証等の写しを、必要書類と併せて提出してください。

- | |
|--|
| <p>㉗女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)</p> <p>㉘女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)</p> <p>※常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。</p> <p>㉙次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)</p> <p>㉚青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)</p> |
|--|

11 留意事項

(1) 令和 7 年度に国、他の地方公共団体、又はそれらの外郭団体等の助成金または委託事業を受けることが決

定した案件は採択されないことがあります。

(2)計画変更について

申請いただいた内容で審査を行い、採否を決定するため、原則、申請時の計画(出願予定国、出願内容)は変更できません。申請内容と実績報告の内容が異なる場合、助成対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。

出願予定国の政情変更などにより、採択後やむを得ず申請時の計画を変更する際には、予め当財団の承認が必要になりますので、事前にご連絡ください。例)出願国を減らす、現地代理人等を変更する等

(3)取下げ・放棄の禁止

採択後、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することはできません。この場合も当財団の事前の承認が必要です。

(4)助成事業完了後も5年間にわたり事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び全ての証拠書類を保管してください。

(5)特許庁からの各種調査に対応していただくとともに、助成事業の成果のPRについて協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。各種調査のうち状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)については必ずご協力ください。

(6)申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。

(7)免責

当財団は助成対象経費となる外国出願費用の助成を行うのみであり、実際の出願手続等については一切責任を負いません。

(8)個人情報

本事業に関してご提出いただいた個人情報は適切に管理し、当該事業の選考、選考結果の通知及び諸連絡等以外に使用いたしません。

12 問い合わせ先

公益財団法人大阪産業局 MOBIO 事業部 事業支援チーム

担当:小倉・島袋

電話:06-6748-1054 FAX:06-6745-2362

メールアドレス:gaikokuIP@obda.or.jp

法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 会社の事業概要(注1) 3. 役員等名簿(注2) 4. 直近2期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費の明細)の写し等(注3) 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等) 8. 事業展開計画書または事業展開計画の詳細が分かる資料(注5) 9. 先行技術調査等の結果(注6) 10. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 11. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類 交付申請書類チェックシート、【別紙3】「宣誓書」、【別紙4】及び【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の取組に該当する認定書の写し等)(注7)(注8)
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票(マイナンバーの記載がないもの)の写し 2. 事業者の概要(注1) 3. 役員等名簿(注2) 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等) 8. 事業展開計画書または事業展開計画の詳細が分かる資料(注5) 9. 先行技術調査等の結果(注6) 10. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 11. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類 交付申請チェックシート、【別紙3】「宣誓書」、【別紙4】及び【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の取組に該当する認定書の写し等)(注7)(注8)

事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿(注2) 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し(認可庁等に報告しているもの) 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等) 8. 事業展開計画書または事業展開計画の詳細が分かる資料(注5) 9. 先行技術調査等の結果(注6) 10. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 11. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類 交付申請チェックシート、【別紙3】「宣誓書」、【別紙4】及び【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の取組に該当する認定書の写し等)(注7)(注8)
商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿(注2) 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等) 7. 事業展開計画書または事業展開計画の詳細が分かる資料(注5) 8. 先行技術調査等の結果(注6) 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類 交付申請チェックシート、【別紙3】「宣誓書」、【別紙4】及び【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の取組に該当する認定書の写し等)(注7)(注8)
NPO法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿(注2) 3. 直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等) 7. 事業展開計画書または事業展開計画の詳細が分かる資料(注5)

	<p>8. 先行技術調査等の結果(注6)</p> <p>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</p> <p>10. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類 交付申請チェックシート、【別紙3】「宣誓書」、【別紙4】及び【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の取組に該当する認定書の写し等)(注7)(注8)</p>
--	--

(注1)法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

(注2)「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

(注3)確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないかどうか確認するため、所得金額の証明できる納税証明書の提出を依頼する場合がある。

(注4)「見積書等(写しも可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記)。また、交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額(内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費が否か分かるように記載すること。また、「交付申請書類チェックシート」も参照すること。

(注5)事業展開計画書または事業展開計画の詳細が分かる資料については、作成していない場合は様式第1-1の「11. 出願(予定)国における事業展開計画」(出願(予定)国を選んだ理由も含む)内に記載することで代用可能。ただし、その場合記載例に挙げている項目は、項目ごとに数値を含め詳細な記載をすること。

(注6)「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。

(注7)【別紙3】「宣誓書(個人事業者においては「宣誓書及び事業開始申告書の控え又は開業届出書の控え)」については、審査における加点事項のため、要件に該当する者のみ提出すること。

(注8)申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、【別紙4】及び【別紙5】「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出してください。

採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。

なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えることも可能です。

賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は【別紙4の3】または

【別紙5の3】「賃金引上げ計画の誓約書・従業員への賃金引上げ計画の表明書」の「留意事項」を確認ください。

また、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の取組に該当する認定については、下記の厚生労働省HPを参照ください。

・えるぼし認定企業とは

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

・ユースエール認定制度とは

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団員
- (2) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当する事業者

宣誓書

令和7年 月 日

公益財団法人大阪産業局
理事長 立野 純三 様

大阪府中小企業等外国出願支援事業の補助金を申請するにあたり、下記の1又は2のいずれか、もしくは両方の条件に該当することについて宣誓致します。

- 1. 2025年6月1日を基準日とし、起業後10年未満で、かつ、大阪府内に本社を持つ募集要項「3. 助成対象者」に規定する中小企業者、又は個人であること。
※ 法人を設立以前に同一事業内容で個人事業を営んでいた場合であっても、個人事業の期間は含めません。

- 2. 本申請にかかる出願が、当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)における最初の外国出願である。

上記1の宣誓については、下記の書類をもって事実関係を確認します。個人の場合は、必ず「事業開始申告書の控え」又は「開業届出書の控え」を併せて提出してください。

法人: 登記事項証明書(履歴事項証明書)又は定款(事業協同組合の場合)

個人: 住民票及び事業開始申告書の控え又は開業届出書の控え

また、採択後においても、宣誓の内容に虚偽の事実等が判明した場合には、補助金の交付決定の取消をする場合がありますことについて同意します。

以上

住所

法人名・屋号

代表者職名及び代表者名

